

帰化相談は予約制です！

甲府地方法務局における帰化に関する国籍相談は、下記のとおり住所地を管轄する法務局（甲府地方法務局戸籍課、鵜沢支局及び大月支局。以下「管轄法務局」という。）で取り扱っています。

なお、帰化に関する国籍相談は予約制となっています。帰化に関する国籍相談を受けの際は、[「帰化許可申請の手引き」](#)をお読みになった上で、管轄法務局へ電話により相談の予約を入れてからお越しください。

※ 初めての相談時には、在留カードとパスポートを持参していただきます。

管轄法務局	住所地
甲府地方法務局戸籍課 TEL 055-252-7176	甲府市、笛吹市、山梨市、甲州市、昭和町、中央市、甲斐市、南アルプス市、韮崎市、北杜市
鵜沢支局 TEL 0556-22-0148	富士川町、早川町、身延町、南部町、市川三郷町
大月支局 TEL 0554-22-0799	富士吉田市、大月市、都留市、上野原市、富士河口湖町、西桂町、道志村、忍野村、山中湖村、鳴沢村、丹波山村、小菅村